



福岡医発第8号（総）

平成23年4月1日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

（公印省略）

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の施行について

標記の件につきまして、厚生労働省医薬食品局長より福岡県保健医療介護部薬務課長を通じて、別紙のとおり、周知方依頼がありました。

平成23年2月23日に向精神薬として新たな剤型である経皮吸収型製剤の医薬品（ノルspanテープ）が承認されたことに伴い施行規則が改正され、事故の届出を行う向精神薬の剤型として、新たに経皮吸収型製剤が追加され、事故の届出を要する数量として10枚以上と規程されたもので、平成23年3月16日から施行されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、会員にご周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

麻薬・向精神薬担当理事 島田昇二郎
会長 蒲池 壽

「公印省略」

22薬第3503号

平成23年3月25日

各関係団体の長 殿

福岡県保健医療介護部薬務課長

(麻 薬 係)

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令
の施行について（通知）

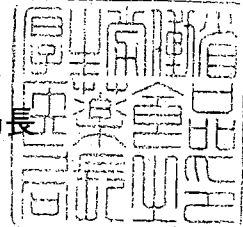
別添写しのとおり平成23年3月16日付薬食発0316第3号厚生労働省
医薬食品局長通知がありましたので、御了知の上、貴会会員に対して周知をお
願いします。



薬食発0316第3号
平成23年3月16日

各都道府県知事 殿
各地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省医薬食品局長



麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令
の施行について（通知）

本日、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第24号。以下「改正省令」という。）を別添のとおり制定したので、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

第1 改正要旨

1 改正の趣旨及び内容

平成23年2月23日、向精神薬として新たな剤型である経皮吸収型製剤の医薬品（ノルspanテープ）が承認されたことから、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「法」という。）第50条の2第1項の規定に基づく、向精神薬取扱者による向精神薬の事故の届出に関する麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号。以下「施行規則」という。）第41条第1項の規定を改正し、

1) 同項の表に、事故の届出を行う向精神薬の剤型として、新たに経皮吸収型製剤を追加したこと。

2) 1) に併せ、経皮吸収型製剤にかかる事故の届出を要する数量として、10枚以上と規定したこと。

2 施行日

平成23年3月16日から施行すること。

第2 改正省令の施行に当たっての留意事項

施行規則第41条第1項の規定による届出に関しては、平成2年8月22日付け薬発第852号厚生省薬務局長通知「麻薬取締法等の一部を改正する法律の施行について」第1の11により行われているところであるが、本改

正省令により新たに届出を要することとなった経皮吸収型製剤の事故の届についても、同様に扱われないこと。

(参考)

平成2年8月22日付け薬発第852号厚生省薬務局長通知「麻薬取締法等の一部を改正する法律の施行について」

第1 麻薬及び向精神薬取締法関係

1.1 事故の届出に関する事項

(1) 事故の種類

法第50条の22に規定する「滅失」とは火災等によりその物理的存在を失うこと、「盗取」とは盗難に会うこと、「所在不明」とは紛失、亡失等所在を見失うことをいい、「その他の事故」とは強奪された場合、脅取された場合、詐欺にかかった場合等が考えられること。

(2) 届出を要する数量

規則第41条第1項の規定は、盗取、所在不明等が発見されたときに、その数量が同項に掲げる表に規定する数量以上である場合及びそのことが推定される場合に届け出ることとしているが、盗難、強奪、脅取及び詐欺であることが明らかな場合には、同表に規定する数量以下であっても届け出ることが適当であること。

(3) 届出書の記載

ア 規則別記第35号様式中「事故発生の状況」欄の記載については、盗取、大量の所在不明の場合は詳細に記載することとする。

イ 同様式の届出者の氏名及び押印は、法人の場合にあっては、法人の名称並びに施設の長の職名、氏名及び押印で差し支えないこと。

明治三十五年三月三十一日 日刊（行政機関の休日休刊）
第三種郵便物認可



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○登記手数料令等の一部を改正する政令（二〇）

○大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二一）

○水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（二二）

〔省 令〕

○麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働二四）

○大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令（環境三）

〔告 示〕

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準

を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（法務一一六）

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件（同一七一一九）

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件（同一二〇一一二二）

○計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした外国製造事業者を指定した件（経済産業四一）

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定に基づき特定登録調査機関を登録した件（特許庁五）

○道路に関する件
（四国地方整備局二二）

○都市計画に関する件
（九州地方整備局五二）

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件
（北海道開発局三二）

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の住所を変更した件（同三三）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 法務省

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

官庁事項

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）

指定保安検査機関の指定に関する公示

（関東東北産業保安監督部）

中部地方整備局公示（中部地方整備局）

四国地方整備局公示（四国地方整備局）

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

（厚生労働省）

〔公 告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、会社更生、再生関係会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

省 令

○厚生労働省令第二十四号

麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条の二十二第一項の規定に基づき、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月十六日

厚生労働大臣 細川 律夫

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令

麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）の一部を次のように改正する。第四十一条第一項の表に次のように加える。

経皮吸収型製剤

十枚

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第三号

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十一号）の施行に伴い、並びに大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第三条第一項及び第十六条並びに水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第十四条第一項の規定に基づき、大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月十六日

環境大臣 松本 龍

大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令

（大気汚染防止法施行規則の一部改正）

第一条 大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。」を「は、法第三条第一項若しくは第三項の排出基準又は法第五条の第二項若しくは第三項の総量規制基準が定められたばい煙を対象とし、次の各号に定めるところにより行うものとする。」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号及び第七号を削り、同条に次の一項を加える。

2 法第十六条の規定によるばい煙量又はばい煙濃度の測定結果の記録は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 前項各号の測定（第一号及び第四号の常時の測定を除く。）の結果は、様式第七によるばい煙量等測定記録表により記録し、その記録を三年間保存すること。ただし、計量法（平成四年法律第五十一号）第七七条の登録を受けた者から当該測定に係る測定者の氏名、測定年月日、測定箇所、測定方法及びばい煙濃度の測定結果について証明する旨を記載した同法第一百条の二の証明書の交付を受けた場合には、当該証明書の記載をもつて、様式第七によるばい煙等測定記録表の記録に代えることができる。

二 前項第一号及び第四号の常時の測定の結果は、測定年月日、測定箇所、測定方法及びばい煙発生施設の使用状況を明らかにして記録し、その記録を三年間保存すること。

別表第一備考二中「規格K二五四一」を「規格K二五四一―一から二五四一―七まで」に、「規格Z八七六二」を「規格Z八七六二―一から八七六二―四まで」に改める。

様式第七（第15条関係）
ばい煙発生施設の種類の種類及び工場又は事業場における施設番号
測定者の氏名
測定箇所

ばい煙等測定記録表

ばい煙	測定単位	測定年月日及び時刻 (開始時間～終了時間)	測定方法	平均	最大	備考
硫黄酸化物	排出ガス量	(Nm ³ /h)				
	硫黄酸化物の濃度	(ppm)				
ばいじん	硫黄酸化物の量	(Nm ³ /h)				
	Cs	(g/Nm ³)				
	C	(g/Nm ³)				
	酸素濃度	(%)				
カーボンウム及びその化合物		(mg/Nm ³)				
	Cs	(mg/Nm ³)				
増化水素	C	(mg/Nm ³)				
	酸素濃度	(%)				
弗素、弗化水素及び弗化珪素		(mg/Nm ³)				
	Cs	(mg/Nm ³)				
鉛及びその化合物		(mg/Nm ³)				
	Cs	(mg/Nm ³)				
窒素酸化物	C	(容積比ppm)				
	酸素濃度	(%)				

備考

- 硫黄酸化物の排出ガス量の欄は、乾き排出ガス量を記載すること。備考二に掲げる方法で行う場合には「排出ガス量」及び「硫黄酸化物の濃度」の欄の記載は不要であるが、備考欄に「燃料の硫黄含有率」及び「燃料の使用量」の測定方法及び測定結果を記載すること。
- ばいじん、増化水素及び窒素酸化物の濃度のCsの欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第2、別表第3及び別表第3の2の備考に掲げるCsとして表示された数値を、Cの欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第2、別表第3及び別表第3の2の備考に掲げる式により算出されたばいじん、増化水素及び窒素酸化物の量として表示された数値を記載すること。ただし、大気汚染防止法施行令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉以外のばい煙発生施設に係る増化水素に係るばい煙濃度の測定結果は、増化水素のCsの欄に記載すること。
- ばいじん、増化水素及び窒素酸化物の濃度の酸素濃度の欄には、それぞれの測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。
- 規格K2301、規格K2541―1から2541―7まで若しくは規格M8813に定める方法により硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率を測定した場合又は当該硫黄含有率をその他の方法により確認した場合には、硫黄酸化物の備考欄に当該硫黄含有率を重量比%又は容積比%の別を明らかにし記載すること。